

『印紙税法の一部改正 リーフレットにて解説—国税庁』

国税庁はこのほど「契約書や領収書と印紙税」と題したリーフレットを発行した。印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成された契約書や領収書等について以下の措置が取られている。

1. 譲渡、消費貸借、運送等に関する各種の契約書のうち、不動産の譲渡に関する契約書について、これまでは記載された金額が1千万円を超えた場合に軽減措置が適用されていたが、適用範囲を1万円以上に拡大。軽減額も契約金の金額帯ごとにそれぞれ拡充された。
2. 請負に関する各種の契約書のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に関する契約書についても、上記1.と同様の拡充が図られた。
3. **金銭又は有価証券の受取書（領収書やレシート、「代済」等の記入がある納品書など）について、これまでは記載された受取金額が3万円未満のものについて非課税であったが、この非課税範囲が5万円未満にまで拡大された。**

リーフレットでは、文書の種類ごとに各印紙税額を一覧で載せているほか、契約書や領収書に消費税等の額が区分記載されている場合の取扱いや印紙税を納付しなかったときの過怠税、誤った納付に対する還付についても解説している。

『コンプライアンス違反による倒産が過去最多に』

帝国データバンクでは、企業のコンプライアンス違反が判明した企業倒産を「コンプライアンス違反倒産」と定義、その上で2013年度におけるそのような倒産（負債1億円以上、法的整理のみ）209件についての分析結果を発表した。

企業のコンプライアンス違反事案では、お金に関する違反が多くなりがちだ。2013年度においては、粉飾が最多の52件となり、その他資金使途不正、脱税、贈収賄を合計すると、全体の約39%に達する。また、労働基準法違反などの雇用に関する違反が7.7%（対前年度比45.5%増）、助成金などの不正受給も8.1%（同142.9%増）になるなど、雇用の面においても違反行為が目立っている。

粉飾決算などが判明した企業への融資は停滞しがちとなり、その結果資金繰りがつかず倒産ということも起きている。雇用関係の違反行為についても、残業代などの賃金未払いについては、結果的に一括で巨額の支払いを請求されることもあり、やはり資金繰りに問題が発生するので注意が必要だ。なお、このコンプライアンス違反倒産は、業種別では建設業（56件）が最多で、以下サービス業（43件）、製造業（34件）、卸売業（29件）、運輸・通信業（28件）となっている。

<ゴールデンウィーク期間の休業のご案内>

平成26年5月3日(土)から5月6日(火)まで休業させていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、5月5日はTimelyをお休みさせていただきますので次回の発信は5月12日になります。

